

新たに農業を始めたい

農業次世代人材投資事業（国費）

担当課

農業振興課園芸畜産係 TEL 72-8238

本事業の役割

次世代を担う農業者となることを志す方を支援します。

2つの支援タイプがあります。

- (1) 経営開始型...経営開始直後の新規就農者に資金が交付されます。
- (2) 準備型...研修機関等で研修を受ける方に資金が交付されます。

どのような事業内容？

経営開始型では年間最大150万円を最長5年間、準備型では年間150万円を最長2年間資金が交付されます。

(経営開始型)対象者は？

独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の方が対象です。

(経営開始型)どのような手続をするの？

- (1) 担当課に相談
- (2) 計画書の提出
- (3) 交付の申請
- (4) 資金の交付

(準備型)対象者は？

就農予定時の年齢が原則45歳未満の方が対象です。

(準備型)どのような手続をするの？

岩手県農業公社で手続を行っているのので、担当課にお問い合わせください。

1 農地集積
と保全対策

2 新規就農
者の確保・
育成

新たに農業
を始めたい

就農・独立
に向けた研
修を受けたい

3 組織化に
よる営農の
効率化

4 農畜産物
の高品化・
安定生産・
収益向上

5 生産機械・
施設の導入

6 6次産業化
の取り組み

7 素材生産
の拡大

8 鳥獣対策

| |
|----------------------|
| 1 農地集積と保全対策 |
| 2 新規就農者の確保・育成 |
| 新たに農業を始めたい |
| 就農・独立に向けた研修を受けた |
| 3 組織化による営農の効率化 |
| 4 農畜産物の高品化・安定生産・収益向上 |
| 5 生産機械・施設の導入 |
| 6 6次産業化の取り組み |
| 7 素材生産の拡大 |
| 8 鳥獣対策 |

農業次世代人材投資事業(経営開始型)の要件について

次の①～⑦の要件を満たすこと。

①年齢・意欲

原則45歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となる意欲があること。

②就農先

独立・自営就農を目指し、青年等就農計画等に即して農業経営を行っており、次のa～dの要件を満たすもの。

- 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- 交付対象者の農産物等の売上や経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※親元に就農する場合は、a～dを満たしたうえで、「親の経営から独立した部門経営を行う場合」や、「親の経営に従事してから5年以内に継承する場合」であれば、その時点から対象とする。

③青年等就農計画

青年等就農計画等が、5年後には農業で生活可能な計画であること。

(自らの生産に係る農産物を使った関連事業も含む。)

④(農家師弟の場合)

新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること。

⑤人・農地プラン

人・農地プランに位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

⑥国の交付金の交付

生活保護、求職者支援制度等、生活費を支給する国の事業と重複して交付を受けていないこと。

⑦加入条件

原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること。

返還について

次の①、②に該当した場合、交付金を返還しなくてはなりません。

- 農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の交付期間中に所有権移転しなかった場合
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、農業を続けなかった場合